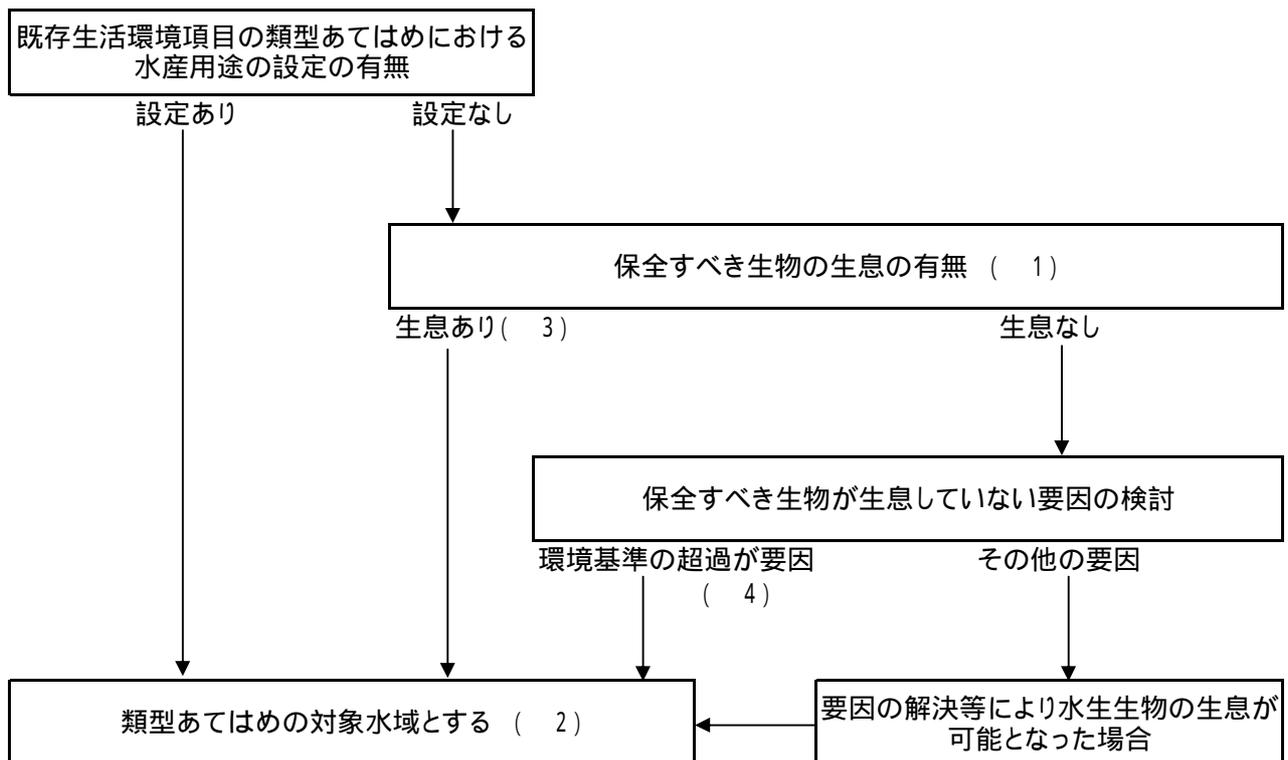


水生生物の保全に係る環境基準の類型あてはめの対象水域の選定の考え方について



留意事項

- 1 保全すべき生物の生息とは、「生活環境という概念の中心にある有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境」であって、一定の生息実態がある場合
- 2 ・水質汚濁が著しく進行している水域又はそのおそれのある水域を優先して行うことが望ましい
・現に水生生物保全に係る環境基準を超過しており、その原因として自然起因が含まれる場合には個々の水域の事情を十分に考慮すること
- 3 水産用途への利用を目的としない類型あてはめがなされている場合は、水質汚濁の状況、将来の利用目的等との関係を踏まえた上で、水生生物の保全に係る環境基準の類型あてはめを行うこと
- 4 保全すべき生物が生息していない要因が、水生生物の保全に係る環境基準の超過によると考えられる場合等、早急に類型あてはめを行う必要がある場合